

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー関西連絡会 会則

一 総 則

第1条 本会は、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー関西連絡会と称する。

第2条 本会は、事務局を原則として代表が所属する機関に置く。

二 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の連携と親睦を深め、研究の連絡協力を図ることによって、アスレティックトレーナーとしての資質の向上に努めることにより、スポーツ界に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研究会（研修会）、講演会の開催
- (3) 情報の収集と紹介
- (4) 会員名簿の作成と管理ならびにホームページにおける会員情報の公開
- (5) 他の学会、研究会との交流
- (6) その他本会の目的に資する事業

三 会 員

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。

第6条 本会の会員を次の4種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 準会員
- (4) 賛助会員
- (5) 名誉会員

第7条 正会員は、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーで、近畿2府4県に在籍するものとする。

正会員は、会費年額 3,000 円を納めることにより資格を得るものとする。

年度の途中であっても、会費年額 3,000 円を納めるものとする。

既納入分は返金しない。

65 歳以上の会員で、本会役員が認めた場合、名誉会員となり会費納入の必要はない。

2. 正会員は、議決権、「役員選挙においての」推薦権、被推薦権を有する。
3. 特別会員は、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーで、近畿2府4県以外に在籍するものとする。
特別会員は、会費年額 3,000 円を納めるものとする。
4. 特別会員は、議決権、「役員選挙においての」議決権、推薦権、被推薦権を有しない。
5. 準会員は、本会の趣旨に賛同するもので、参加費を納入し、定められた研究会（研修会）、講演会に参加できる。
6. 準会員は、議決権、議決権、「役員選挙においての」推薦権、被推薦権を有しない。
7. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する団体で、会費年額一口(20,000 円)以上を納入し、名簿および本会ホームページに広告を掲載される。
8. 賛助会員は、議決権、推薦権、被推薦権を有しない。
9. 正会員、特別会員、賛助会員、名誉会員には本会ホームページの会員専用ページの閲覧権が

付与される。

第8条 会員の入退会、除名、再入会は次の各号による。

- (1) 入会しようとするものは、所定の入会届を提出しなければならない。
- (2) 退会しようとするものは、当年度までの会費を完納し、所定の退会届を提出する。
- (3) 会員が、会員としてふさわしくない行為があった場合は、役員会が提案し、総会の議決を経て除名される。
- (4) 2ヵ年会費を滞納した会員は退会とする。
- (5) 死亡、失踪宣言のあった場合は退会とする。
- (6) 退会となったものが再入会を申し出た場合、役員会の審議を経て会員となることができる。
- (7) 一度退会した会員が再入会する場合は、最大二年間分の年会費を支払って再入会を認める。

第9条 会費は会計年度内に納入し、既納の会費は返納しない。

四 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- (1) 代表（1名）
- (2) 副代表（2名）
- (3) 幹事（3名）
- (4) 会計（2名）
- (5) 監査（2名）
- (6) 顧問・参与（若干名）

第11条 顧問・参与を除く役員の選出方法は、細則を定める。

2. 総会で選出された10名で各職務を決定する。
3. 本会に顧問・参与を若干名おくことができる。顧問・参与は役員会の議を経て代表がこれを委嘱する。

第12条 代表は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故がある時は、あらかじめ代表の定めた順位でその職務を代理執行する。
3. 幹事は会務の遂行を補助する。
4. 会計は財務を担当する。
5. 監査は本会の会務・会計を監査する。
6. 顧問・参与は本会の重要事項について代表の諮問に応ずる。

第13条 顧問・参与を除く役員の任期は2ヵ年を1期とする。ただし、第11条に則っての再任はこれを妨げない。

2. 顧問・参与を除く役員は任期満了後であっても、後任者の就任があるまではその職務を行う。
3. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 第3項の補欠の選出は第11条に則って行う。
5. 役員は無給とする。
6. 役員会、会議にかかる経費は本会が負担する。

五 会議

第14条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第15条 総会は、毎年1回、研究会（研修会）開催中に代表が召集する。

2. 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、召集することができる。

第16条 次の事項は総会の承認を受けなければならない。

- (1) 役員の改選
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 会則および諸規定の改正
- (5) 財産目録
- (6) 貸借対照表
- (7) その他、重要事項

第17条 本会において決議を要する事案が生じた場合、原則として文書又はそれに変わるものでその旨を2週間前までに通知し、会員の過半数の出席を必要とする。議決は、出席者の過半数をもって決することとする。

2. 委任状をもって他の会員に委任した場合には出席とみなすが、議決権は無いものとする。

3. 「総会を召集するだけの十分な時間がない場合、もしくは総会に正会員の過半数の出席を得られない場合は」役員会において決議することが出来る。この場合は、次の総会にて承認を得なければならない。

六 資産および会計

第18条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第19条 本会の会計は資産をもって支弁する。

第20条 本会の収支予算は、総会の承認を受けなければならない。

第21条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第22条 本会が解散した場合、その資産は日本スポーツ協会に寄付する。

七 会則の変更

第23条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

八 補 則

第24条 本会則に明記されていない事柄で必要なことについては、総会および役員会の決議により定めることができる。ただし、役員会にて定めた事柄は総会に報告する。

九 附 則

本会則は、総会において議決された10日目から施行される。

1. 制定 平成15年3月18日
2. 改正 平成15年6月21日
3. 改正 平成17年1月15日
4. 改正 平成17年9月4日
5. 改正 平成20年1月27日
6. 改正 平成23年10月4日
7. 改正 平成24年2月4日
8. 改正 平成24年9月19日
9. 改正 2016年1月1日
10. 改正 2017年2月5日
11. 改正 2022年1月30日

事務局

〒530-0503

滋賀県大津市北比良 1204

びわこ成蹊スポーツ大学 佃研究室内

TEL/FAX 077-596-8456

役員

参 与 : 吉矢晋一(兵庫医科大学)、中田研(大阪大学)

代 表 : 佃 文子(びわこ成蹊スポーツ大学)

事務局 : 田中健一(Nクリニック)

副代表 : 石井規之(大阪リゾート&スポーツ専門学校)、貴志真也(角谷整形外科病院)

幹 事 : 舌正史(京都社会保険病院)、吉田隆紀(関西医療大学)

会 計 : 稲葉 聡(大阪体育大学診療所)、井上佳子(大阪ハイテクノロジー専門学校)

監 査 : 伊藤浩充(甲南女子大学)、有吉 晃平(大阪体育大学)